

盛岡市在宅要介護高齢者紙おむつ助成事業取扱事業者登録要領

(令和8年2月20日保健福祉部長決裁)

(趣旨)

第1 この要領は、盛岡市在宅要介護高齢者紙おむつ助成事業実施要綱（令和8年2月5日市長決裁。以下「要綱」という。）第6第2項に基づき、要綱に規定する紙おむつ助成券と助成対象品目に該当する物品との引換えを取り扱う事業者（以下「取扱事業者」という。）の登録その他取扱事業者に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱事業者の登録資格)

第2 取扱事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 市の区域内に所在する店舗を有し、当該店舗において紙おむつ助成券と助成対象品目に該当する物品との引換えを行うことができること。
- (2) 助成対象品目のいずれかを継続的に取り扱っていること。
- (3) 紙おむつ助成券の取扱い及び助成に係る費用の請求を適正に行う体制を有していること。
- (4) 暴力団でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。
- (6) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 取扱事業者として登録されるに当たり、次に掲げる事項を遵守できること。
 - ア 紙おむつ助成券と助成対象品目に該当する物品との引換えを行う際は、当該助成券の有効期間及び金額等を確認した上で引換えを行うこと。
 - イ 助成対象品目に該当しない物品を、紙おむつ助成券と引き換えないこと。
 - ウ 紙おむつ助成券の譲渡、換金、転売その他不正な取扱いを助長し、又はこれに協力しないこと。
 - エ 市から求めがあった場合には、紙おむつ助成券の取扱い及び助成に係る費用の請求に関し、必要な報告又は資料の提出に協力すること。

(登録の申請)

第3 取扱事業者としての登録を希望する事業者は、取扱事業者登録申請書（様

式第1号)及び申請店舗一覧(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(登録の決定)

第4 市長は、前条の書類を提出した者が第2に定める要件に適合するか否かを判断し、その者を取扱事業者として登録することが適当であると認められる場合は、取扱事業者として登録することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により取扱事業者として登録したときは、登録通知書(様式第3号)及び登録店舗一覧(様式第4号)により、当該申請を行った事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により取扱事業者として登録しないこととしたときは、登録不承認通知書(様式第5号)により、当該申請を行った事業者に通知するものとする。

(登録の有効期間及び継続確認)

第5 取扱事業者としての登録は、登録の取消し又は登録解除が行われな限り有効とする。

2 市長は、毎年度末に、取扱事業者として登録している者に対し、次年度における登録継続について確認を行うものとする。

(取扱事業者の募集)

第6 取扱事業者としての登録申請は、随時受け付けるものとする。

(登録店舗の追加又は登録店舗のうち一部店舗の登録解除の届出)

第7 取扱事業者は、登録店舗を追加し、又は登録店舗のうち一部店舗の登録を解除しようとするときは、書面(任意様式)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受領したときは、受領通知書(様式第6号)により当該取扱事業者に通知するものとする。

3 登録店舗のうち一部店舗の登録解除については、次のとおりとする。

(1) 取扱事業者は、登録店舗のうち一部店舗の登録を解除しようとするときは、当該店舗の登録解除日(当該店舗における紙おむつ助成券の利用を停止する日)の60日前までに、前項の届出を行わなければならない。

(2) 取扱事業者は、前項の受領通知書に記載された登録解除日について、登録を解除しようとする店舗において、掲示その他紙おむつ助成券の交付を受けた者等が容易に確認できる方法により、明示しなければならない。

(3) 登録解除後であっても、登録解除日までに行った紙おむつ助成券と助成対

象品目に該当する物品との引換えに係る費用の請求及び支払については、要綱第7の規定によるものとする。

(取扱事業者による登録解除の届出)

第8 取扱事業者は、取扱事業者としての登録を解除しようとするときは、登録を解除しようとする日の60日前までに、書面（任意様式）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受領したときは、受領通知書（様式第7号）により、当該取扱事業者に通知するものとする。

3 取扱事業者は、前項の受領通知書に記載された登録解除日（当該取扱事業者における紙おむつ助成券の利用を停止する日）について、登録店舗において、掲示その他紙おむつ助成券の交付を受けた者等が容易に確認できる方法により、明示しなければならない。

4 登録解除後であっても、登録解除日までに行った紙おむつ助成券と助成対象品目に該当する物品との引換えに係る費用の請求及び支払については、要綱第7の規定によるものとする。

(取扱事業者の登録取消し等)

第9 市長は、取扱事業者が要綱又はこの要領に違反したと認めるときは、当該取扱事業者の登録を取消し、又は登録店舗の全部若しくは一部について紙おむつ助成券の取扱いを停止させることができる。

2 市長は、前項の規定により登録の取消し又は取扱いの停止を行ったときは、その旨を当該取扱事業者に通知するものとする。